

令和6年度千葉県サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者更新研修

関係機関との連携

社会福祉法人ワナーホーム
山岡 功平

連携の意義・目的

①意義や目的

利用者や家族の抱える複合的なニーズには、医療・保健・福祉・教育・雇用など多様な視点による見極めと、さまざまなアプローチによって本人や家族を支えることが必要。

②基本姿勢と役割

フォーマルだけでなくインフォーマルも含め、サビ管・児発管に求められる連携は、単に連絡というレベルではなく、調整を含めたコーディネート、協働、他機関を含めたチームアプローチが求められる。

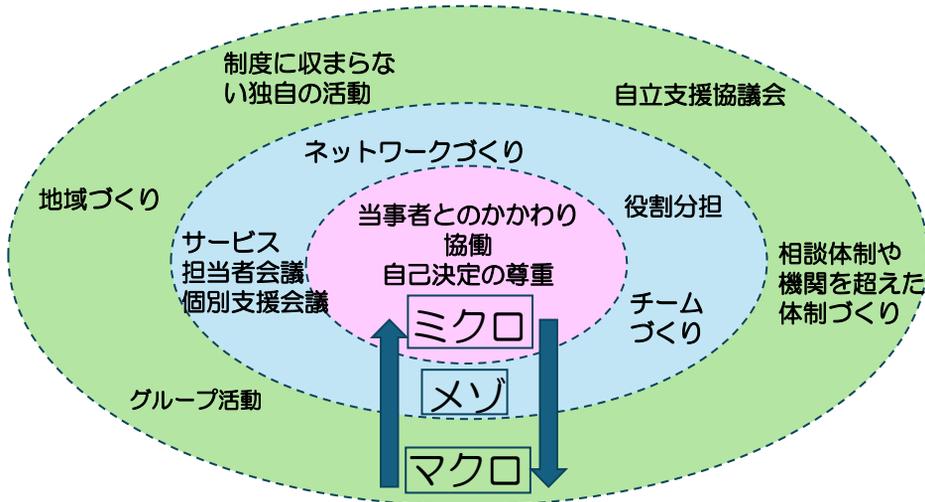
③限界性への対応、相互補完

一つの事業所では難しくても、いくつかの事業所で協力をし合えば対応が可能になる。それぞれの事業所の不足部分について、相互に補完することが可能になる。

また連携先の知識や技術を学び、自分たちの質の向上、支援力の強化にもつながる。

(例：複数の機関で連携して、重度の方や処遇困難な方の受け入れが出来た)

サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者の実践（連携）



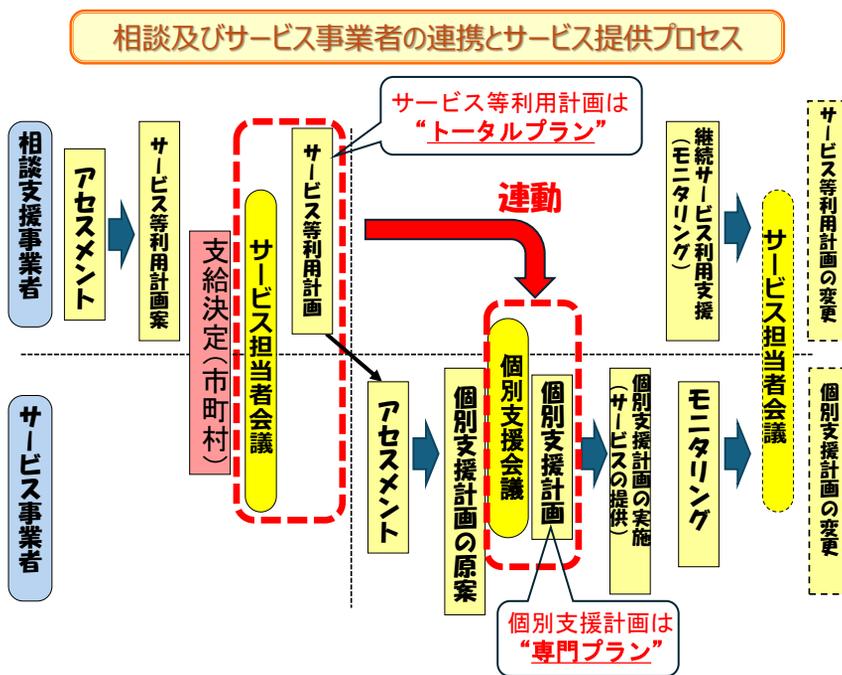
3

1. 相談支援専門員との連携
2. 関係機関との連携
3. (自立支援)協議会

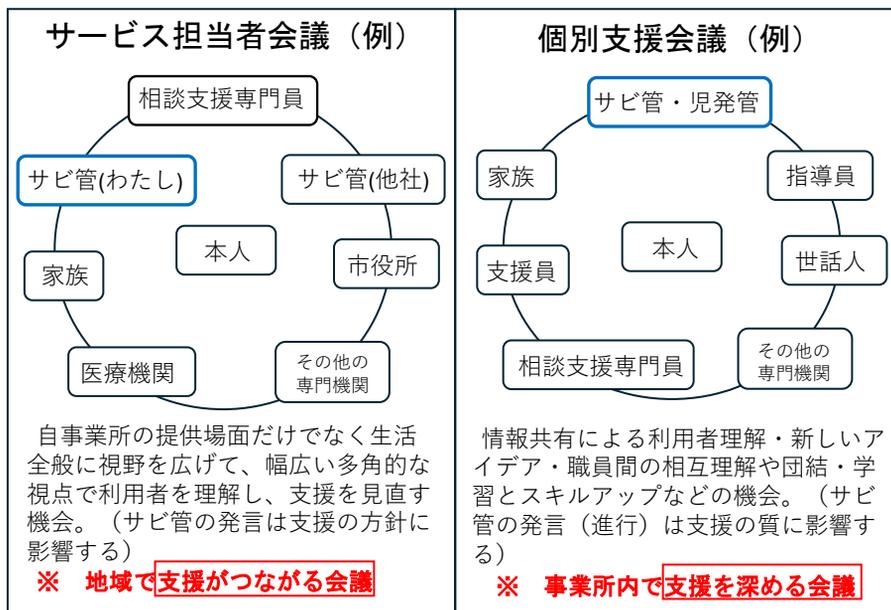
1. 相談支援専門員との連携

(振り返ってみましょう)

- ・利用者一人一人の相談支援専門員の名前を覚えていますか？
- ・相談支援専門員とは連絡を取りやすい関係性ですか？
- ・事業所は相談支援専門員からサービス等利用計画書を受け取っていますか？
- ・相談支援専門員のモニタリングが事業所以外の自宅などで行われた時は、その内容などを報告してもらっていますか？
- ・個別支援計画書を相談支援事業所に交付していますか？（令和6年報酬改定時に明記）
- ・事業所で把握した利用者や家族の状況の変化などを、相談支援専門員に伝えていますか？



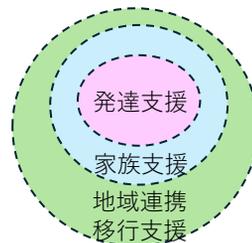
「サービス担当者会議」と「個別支援会議」



2. 関係機関との連携（児童の例）

① 児童の支援に必要な視点

- ・発達支援（本人支援）の視点
- ・家族支援（親との協働）の視点
- ・育ちにやライフステージに合わせた地域連携（移行支援）の視点



② 連携するであろう関係機関

- ・市町村母子保健担当（保健センター）
- ・子ども家庭センター
- ・児童発達支援センター
- ・保育所・学校・特別支援学校
- ・放課後児童クラブ（学童保育）
- ・医療機関
- ・児童相談所（児童家庭センター）
- ・他社の放デイ・児発事業所

【連携が必要な場面】 （例）

- ・進級進学や環境の変化（きょうだい等）
- ・家族関係の再構築
- ・告知のタイミングや、それに伴う配慮や励ましの役割分担など

2. 関係機関との連携（就労支援）

① 就労支援に必要な基礎知識

- ・ 就業能力と生活面に関するアセスメント
- ・ 障害者雇用に関する制度知識（雇用率・就業時間・各種助成）
- ・ 就職活動の支援技術
- ・ 定着支援の技術

② 連携するであろう関係機関

- ・ 障害者就業・生活支援センター（ナカポツセンター）
- ・ 障害者職業センター（職業評価・ジョブコーチ派遣）
- ・ ハローワーク（専門援助部門・発達障害者雇用トータルサポーター・精神障害者雇用トータルサポーター）
- ・ 特別支援学校
- ・ 自事業所以外の就労支援事業（就労移行支援・就労定着支援・就労選択支援）

2. 関係機関との連携（居住支援）

① 居住支援に必要な視点

- ・ 住まいの立地や交通環境による地域及び自事業所アセスメント（≒必要な支援はホームごとに違う）
- ・ 利用者・職員との会話から引き出す得意なことや活動のネタ探し（本人が望む、安心して自分らしい暮らしの実現）
- ・ グループホームから一人暮らしへの意向確認やその支援

② 連携するであろう場面等

- ・ 日中支援型GHにおける（自立支援）協議会への報告と評価
- ・ 地域連携推進会議の取り組み（GH）
- ・ 自治会等への加入や地域活動への参加
- ・ 一般の商店や地域の活動、人材(ボランティア等)を活用した活動や余暇支援
- ・ 医療機関との連携

2. 関係機関との連携（介護や通所）

① 介護や通所事業に必要な視点

- ・その人それぞれの自立に着目（支援を受けながら）
- ・成長することへの発見
- ・作業や訓練、創作や余暇活動の意義の確認

② 連携するであろう場面等

- ・利用者の活動成果物の、地域への出品や発表・流通等の試み（社会や地域との交流）
- ・一般の商店や地域の活動、人材(ボランティア等)を活用した活動や余暇支援
- ・医療機関との連携

2. 関係機関との連携（医療連携）

① 医療連携の必要性

- ・医学的視点の情報は、支援の重要な根拠
- ・リスクマネジメント
- ・発達や能力の専門的な見極め

② 連携のハードル（困難さの例）

- ・なかなかつかまらない、伝えても主治医への確認に時間がかかってしまう（≒病院組織や仕組みをよく知らない事も原因）
- ・入院の判断基準がこちらと違う（≒双方の役割理解や利用者の様子の共有に工夫の余地はないか？）

③ 連携上の工夫

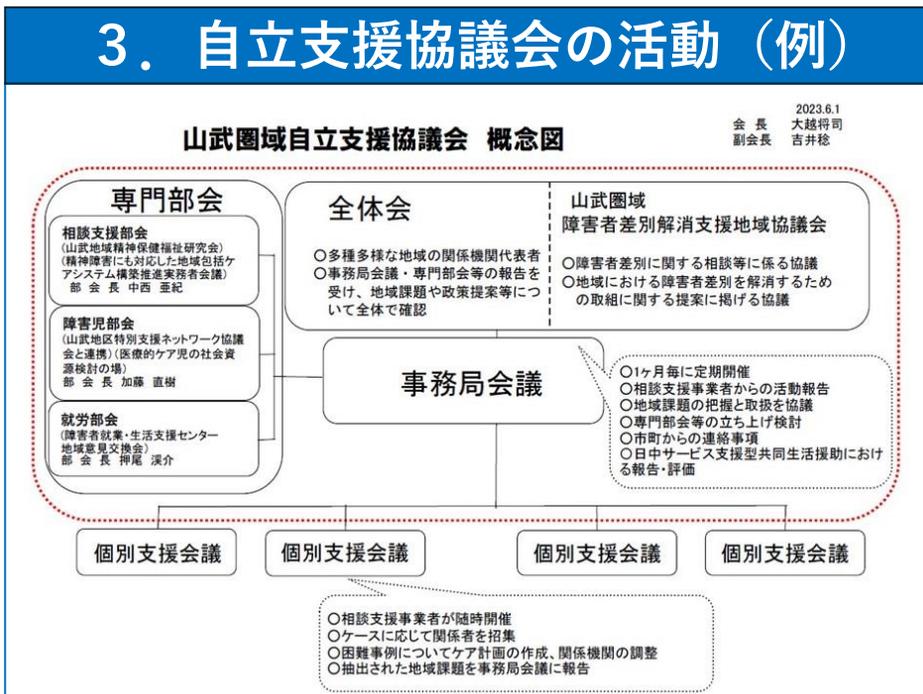
- ・通院同行
- ・医療スタッフへの手紙
- ・MSW（医療ソーシャルワーカー）やPSW（精神保健福祉士）の活用
- ・医者も知らない事実を事業所は知っている可能性

2. 関係機関との連携（その他）

（知っておきたい関係機関やネットワークの例）

- ※ 障害者基幹相談支援センター
- ※ ピアサポーター
- ※ 発達障害者支援センター
- ※ 医療的ケア児等コーディネーター
- ※ 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業(すまいる)）
- ※ 地域生活支援拠点等
- ※ 地域生活定着支援センター

3. 自立支援協議会の活動（例）



3. 自立支援協議会の活動（例）

※ 活動例（会議で挙げたテーマや学びの機会）

| | |
|----------------|--|
| 全体会 (年2回) | ※ 山武圏域差別解消支援地域協議会と同時開催 |
| 事務局会議 (毎月) | ※ 日中サービス支援型グループホームの評価・公開研修会のテーマ・地域生活支援拠点等の整備について・障害者の高齢化に伴う課題・障害者総合支援法改正に伴う協議会の機能について・福祉避難所について・障害福祉サービス等報酬改訂 |
| 相談支援部会 (7回) | ※ 事例検討会・地域生活支援拠点等について・研修「福祉職員のためのアンガーマネジメント」・「計画相談Q&A」 ※ 山武地域精神保健福祉研究会及び、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業実務者会議と同時開催 |
| 障害児部会 (4回) | ※ 研修「育ちの心配な子どもへの対応」・研修「発達障害の子を持つ家族支援について」・ライフサポートファイルの普及と活用について ※ペアレントサポートプログラムの実施 ※（作業部会）放課後等デイサービス連絡会・医療的ケア児者意見交換会 |
| 就労部会 (3回) | ※ 事例検討会・研修「障害者就労における職業準備性について」・研修「生活困窮者自立支援制度について」 |

※（その他の取り組み）福祉避難所空き情報について、事務局が取りまとめて毎月市町へ共有を実施

3. 自立支援協議会の活動（例）

山武郡市障害福祉サービス事業所合同新人研修会(職員向け研修)

障害児・者の福祉サービス基礎知識 (障害者総合支援法・児童福祉法)

～分からない事にお答えします～

山武圏域でも最近は障害者や障害児のサービスが新しく増えていて、他分野などから転職して勤めるようになった方も多いかと思えます。そんな中現場の職員からは「日々業務に追われてやっているけれどまだ仕組みがよく分からない」とか、「周囲の同僚などにもなかなか訊けない」とかの悩みを聞くことも少なくありません。

そこで現場の職員さん向けの、障害児・者へのサービスの仕組みや基礎知識が学べる「山武郡市事業所合同新人研修会」を開催いたします。講義のあとには分からないことを質問できるグループワークも取り入れますので、気軽に遠慮せず参加していただきたいと思います。企画・主催は山武郡市3市3町を対象とした山武郡市障がい者基幹相談支援センターが行います。

日 時：令和5年5月23日（火）13:30～16:00

会 場：山武市成東文化会館のぞくプラザ 2階視聴覚室 山武市総合290-1

対 象：山武郡市内の事業所に入社して概ね3年以内の職員・行政職員（定員40名）

（それを超える方も申し込みいただけますが、定員に達した場合お断りすることがあります）

3. 自立支援協議会の活動（例）

山武郡市障がい者基幹相談支援センター主催
山武郡市障害福祉サービス事業所職員向け

障害者虐待防止研修会(2023)

昨年度から障害者虐待防止について、事業所に「虐待防止委員会」「虐待防止責任者」を設置すること、また「研修の実施」が義務化されました。

それを受け、山武郡市障がい者基幹相談支援センターでは定例企画として、事業所職員や、法人・事業所で虐待防止の取り組みに従事する方を対象とした「障害者虐待防止研修」を年に1回実施します。前半は障害者虐待防止の基本や法人・事業所の取り組み例などを講義として聴き、後半にはグループワークで各自が日頃感じる疑問点とその対応や、職場での明日からの取り組みを考える時間としたいと思います。

そしてこの研修に出た方がそれぞれの職場で研修内容を伝達するなどして、事業所での虐待防止の取り組みに活かしていただきたいと思います。

日 時：令和5年9月7日（木）13:30～16:00
会 場：東金市ふれあいセンター2階視聴覚室（東金市田間三丁目9番地1）
対 象 者：・山武郡市内の介護・福祉・保健・医療・行政機関職員、その他関係機関職員
・事業所や法人で虐待防止の取り組みに従事する職員
定 員：40名（1事業所2名以内）
※定員を超えた場合、複数名申し込みした事業所へ参加者を絞るをお願いする場合があります。

3. 自立支援協議会の活動（例）

山武郡市障がい者基幹相談支援センター主催
山武郡市障害福祉サービス事業所等職員向け

職員スキルアップ研修会

～日頃困っている対応(関わり方・障害特性・その他)を一緒に考える～

基幹相談支援センターが企画・実施する障害福祉サービス等職員向けの研修は今年度、「合同新人研修会（5月）」「虐待防止研修（9月）」を行いました。研修に参加した皆さんからは「日頃の業務で利用者やご家族との関わり方について悩んでいる」「もっと研修会を開催してほしい」という声を多くいただきました。

それを受け今回企画したのは「職員スキルアップ研修～日頃困っている対応を一緒に考える～」という内容です。参加者の皆さんには、普段利用者やご家族との関わりで悩んでいる場面やエピソードなどの困りごとを持ち寄っていただきます。当日は、各グループに配置する基幹相談支援センターの専門職員と参加者同士で、悩んでいる場面や困りごとについての対応アイデアや工夫を、楽しく前向きに考えたいと思います。皆さんの困りごと、少しでも解決の糸口が見つかるといいなと考えていますので、どうぞお気軽にご参加ください。

日 時：令和6年3月5日（火）13:30～16:00
会 場：東金市ふれあいセンター2階視聴覚室（東金市田間三丁目9番地1）
対 象 者：山武郡市内の障害福祉サービス事業所・障害児サービス事業所職員
相談支援事業所職員
その他関係機関職員
定 員：30名

3. 自立支援協議会の活動（例）

山武圏域自立支援協議会 第1回公開研修会
山武圏域障害福祉サービス事業所の集い 2023
～もっとお互いを知り合おう！～

この3年間、事業所同士が一堂に会する研修会や交流会がなかなか開けませんでした。またこの間に新しい事業所も増えましたが、互いにまだよく知り合えていないという方もおられるのではないのでしょうか？
そこで6月の公開研修会は、5年前に行った事業所交流会をバージョンアップする形で、①職員による事業所アピール、②相談コーナーでの情報共有や相談、を柱とした「山武圏域障害福祉サービス事業所の集い2023」として開催します。事前に事業所発表のエントリーを受け付けますので、自事業所のアピールをお願いします。また、情報を得る目的の方の"発表なし参加"も受け付けますので、皆さんの参加をお待ちしています。

日 時：令和5年6月26日（月）14：00～17：00
会 場：山武健康福祉センター 3階 大会議室
(※駐車場に限りがありますので、出来るだけ公共交通機関でお越し下さい。)

内 容：① 山武圏域の障害福祉サービス事業所の状況
② 事業所プレゼンテーション（アピール）～事業所・法人の魅力を皆さんへ発信！～

【プレゼンテーションの方法】

- ・法人単位の発表として、概要や特徴のPRをお願いします。1法人当たりの事業所数によって持ち時間が違えます。（目安：1事業（3分）～複数事業（6分）、全体の参加者数で持ち時間が変動する場合があります）
- ・発表団体数が多いことが想定されるため、今回はプロジェクター投影は行いません。
- ・会場後方に相談コーナーを設けますので、適宜情報交換や相談などを行っていただけます。
- ・開催前に配布用として、施設のリーフレットを郵送していただけます。（部数は事務局からお知らせします）

3. 自立支援協議会の活動（例）

山武圏域自立支援協議会 令和5年度 第2回 公開研修会
あらためて就労支援を考える
～多様な選択肢から、なりたい自分を目指してもらうために～

障害者雇用促進法における法定雇用率が拡大し、また山武圏域でも就労支援に関する事業が増え、当事者の方は、様々な支援や雇用のスタイルを選択できるようになりました。一方で支援や相談に携わる支援者の中には本人や家族の求めに応じながら、まだ制度や仕組みをよく分からない中で、少しの疑問を抱えながら、連絡調整や定額支援などの業務にあたっている方もおられるのではないかと思います。

今回の公開研修会では、障害者雇用と就労支援の制度や仕組みをしっかり学び、就労支援のあり方や当事者が働くこと、また就労支援をきっかけとして、日頃の支援全般のあり方も考える機会としたいと思います。

【研修内容】

① 講演：「障害者の就労に関する多様な制度の理解」 講師：押尾溪介氏
(福) ワーナーホーム 障害者就業・生活支援センター山武プリオ センター長
「障害者の就労をめぐる動向や課題、目指すもの」 講師：藤尾健二氏
(NPO) ワークス未来千葉 千葉障害者就業支援キャリアセンター センター長
(特非) 全国就業支援ネットワーク 代表理事

② 働く当事者の体験発表
③ グループワーク：(講演と体験発表を聴いて)
④ 全体共有

3. 自立支援協議会の活動（例）

山武圏域自立支援協議会 令和5年度 第3回 公開研修会

**令和6年
障害福祉サービス報酬改訂のポイント**

～報酬告示直前!～

令和6年は、3年ごとに行われる障害福祉サービス等の報酬改訂の年です。それによって利用者さんへの支援の内容や負担が変化する可能性もありますし、民間の事業者にとっても4月からの運営や経営にかかわる大きな関心事です。国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームが、約1年かけて各事業の報酬に関する議論を行ってきており、それは国のホームページで資料が公開されています。

今回の公開研修会は、報酬改訂検討チームのアドバイザーを務め、山武圏域と隣接する印旛圏域の医療法人社団聖母会 成田地域生活支援センターの橋本美枝氏をお招きして、検討チームではどんな論点で議論が行われ、実際の報酬はどのような方向になるのか、主なポイントをお話しいたします。実際の単価は3月の報酬告示での発表ですが、その直前にこの研修を通して基本的な要点を学ぶことで、次年度の事業計画や利用者支援のイメージを考える機会にしたいと思います。

【研修内容】

講 演：「報酬改訂の仕組みと令和6年障害福祉サービス報酬改訂のポイント」
講 師：橋本美枝氏
厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム アドバイザー
医療法人社団聖母会 成田地域生活支援センター 統括施設長

連携の難しさも理解する



さまざまな分野、機関の関りは大きなメリットでもあります。しかしそれぞれの機関等が大切にするポイントや優先順位が異なること、それぞれの守備範囲の考え方、日ごろ使っている共通言語も異なることが、連携の大きなハードルになることもあります。

共通認識や情報の共有化、役割分担を明確にするなど、隙間を埋める意識を持ち、チーム作りをしていかななくてはなりません。



【有効な連携のためにサビ管・児発管にできそうなことの例】

- ・通常時からの本人の状態を病院と共有しておく（本人同意は必須）出来れば会議を。
- ・自事業所で行っている支援の内容や、職員体制などを知っておいてもらうこと。
- ・(わたしが)とらえている利用者さんの様子（この見立てで合っていますか？）（こう対応しようと思えますがいいですか？=質問を通して互いの手の内を分かり合う）
- ・病院ソーシャルワーカーの活用（医師の見立てを聞いておく）（大変な時をすぐに伝えるチャンネルの確保）（病院組織のヒエラルキーを踏まえた立ち回りを期待）
- ・本人の今までの生活歴や治療情報をよく学ぶことで、こちら側が理解できることもある（状態悪化の原因やサインなど）。
- ・病院が開催する勉強会などへの参加、と顔を覚えてもらうこと。 など



連携の展開の工夫



【導入段階】

- ・自分の行う内容を伝え理解してもらうこと。
- ・相手の領域・分野・業務内容・組織等を正しく理解すること。
- ・場を共有し、顔の見える関係づくりを丁寧に続けること。



【実践段階】

- ・場を共有し目的や目標をすりあわせ、役割と責任を相互に理解すること。
- ・お互いの得意分野を活かし、一緒に何ができるか考え工夫し、実践に結び付けること。



【フォロー段階】

- ・連携先の情報を適宜収集・集約し共有化すること。
- ・各連携先の本人支援に関する必要なフォローを実施すること。
- ・各連携先間でのずれや対応に関する意見に対応し、適切なプロセス管理をすること。